

COVID-19 対策に向けたパーソナルデータの利活用に関する 国際動向調査報告 ～欧州における 2020 年 4 月段階の検討状況～

加藤尚徳^{†1‡2} 鈴木正朝^{†3‡2} 村上陽亮^{†1}

概要: COVID-19 対策として、世界各地でパーソナルデータの活用が検討されている。我が国においても、様々な取組が検討されているが、一方で、個人情報やプライバシーに関する懸念が示されている。これに対して、日本の個人情報保護委員会をはじめとした世界のプライバシーコミッショナーはパーソナルデータの保護に関する意見を表明してきた。加えて、欧州委員会は COVID-19 対策としてのモバイルアプリと匿名化されたモバイルデータの利用に関する勧告を公表した。EDPB もガイドラインを公表している。本稿では、特に欧州におけるこれらの動きに注目して、GDPR との関係性を踏まえて分析を行う。

キーワード: COVID-19, 位置情報, プライバシー, 個人情報保護

Report on International Trend of Personal Data Utilization for COVID -19 Measures Review in Europe in April 2020

NAONORI KATO^{†1} MASATOMO SUZUKI^{†3‡2} YOSUKE MURAKAMI^{†1}

Abstract: As a measure against COVID -19, the use of personal data is being considered in various parts of the world. In our country, various measures are being considered, but at the same time, concerns about personal information and privacy have been raised. In response, privacy commissioners around the world, including Japan's Personal Information Protection Commission, have expressed their views on the protection of personal data. In addition, the European Commission has published recommendations on the use of mobile apps and anonymized mobile data in response to COVID -19. EDPB has also published guidelines. In this paper, we focus on these developments in Europe and analyze their relationship with the GDPR.

Keywords: COVID-19, Location data, Privacy, Data protection

1. はじめに

2020 年 1 月 31 日に世界保健機関 (WHO) が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC)」を宣言するなど、新型コロナウイルス感染症 (以下、COVID -19) の世界的な感染拡大が続いている。WHO の統計によれば、2020 年 4 月 22 日現在、感染者数は類型で 2,471,136 名、死者数は 169,006 名におよぶ。

日本国内でも、2 月 27 日の日本国政府によるスポーツやイベントなどの集会の 2 週間の中止・延期・規模縮小要請以降、4 月 7 日には 7 都府県を対象とした緊急事態宣言、4 月 16 日は緊急事態宣言の全国への拡大等、影響が広がっている。海外では、いわゆるロックダウン (都市の閉鎖) が行われている国や地域もあり、世界経済への影響は計り知れない。こうした中、いくつかの国や地域では、感染拡大を食い止めるため、位置情報をはじめとした個人情報の活用が行われている。我が国においても、4 月 4 日に感染

の拡大防止に役立つデータ活用を議論する新たな官民合同会議が立ち上げられることが、COVID-19 対策を担う西村康稔経済財政・再生担当大臣から発表された。

一方で、これらのデータ利活用には、プライバシー・個人情報保護の観点から懸念が示されている。COVID-19 対策にパーソナルデータの活用が有効である一方で、医療関連情報や位置情報等、センシティブなデータが取り扱われる事への懸念がある。これに対して、世界各国のデータ保護当局、いわゆるプライバシーコミッショナーは COVID-19 対策に向けたパーソナルデータの利活用に対して様々な指針を示している。

本稿では、これらの指針のうち、EU が公表したものを分析する。EU は General Data Protection Regulation (以下、GDPR) を整備し、域内での統一的なデータ保護法制を有している。また、EU は我が国に対して GDPR 第 45 条に基づく十分性認定を行っており、対して我が国も個人情報保護法第 24 条に基づく我が国と同等の水準にあると認められ

†1 (株)KDDI 総合研究所
KDDI Research, Inc.
‡2 理化学研究所
RIKEN

†3 新潟大学
Niigata University

る個人情報の保護に関する制度を有している外国と認め、相互承認を行っている。加えて、EU 域内では日本以上に COVID-19 感染が拡大しており、より実体に即した制度整備環境がある。このような背景から、EU における COVID-19 に対するデータ保護政策の検討状況は我が国に対して非常に示唆に富むものであるといえる。EU の政策検討状況を踏まえた、我が国のデータ保護の在り方について議論する。

2. COVID-19 とデータ保護に関する国際的な検討状況

COVID-19 とデータ保護に関する検討は世界各国で行われている。世界各国のデータ保護機関の集まりである Global Privacy Assembly のまとめによれば、4月23日現在、49 の国や地域で最新のガイダンスや情報がデータ保護機関から提供されている。我が国のデータ保護機関である個人情報保護委員会からも「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」として関連する規定の紹介が行われているほか、「新型コロナウイルス感染症対策として、事業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱いについて」等も公開されている。

表 1 は、感染者数上位 5 カ国においてデータ保護機関によって公表されている COVID-19 関連のガイダンス等をまとめたものである。いずれの国においても、複数のガイダンスや情報が提供されていることが分かる。EU 加盟各国（スペイン、イタリア、ドイツ）においても、複数のガイドラインや情報が提供されている。それぞれの内容を確認すると、必ずしも各国の法制度と対比して体系的なものとなっているわけではなく、むしろ、直近の課題に対して、テーマ毎、分野毎にまとめられていることが分かる。

表 1. データ保護機関による COVID-19 関連ガイダンス等（感染者数上位 5 カ国、2020 年 4 月 23 日現在）

国・地域	タイトル
United States of America	-FTC, FDA Send Warning Letters to Seven Companies about Unsupported Claims that Products Can Treat or Prevent Coronavirus -Coronavirus Scams: What the FTC is Doing - COPPA Guidance for Ed Tech Companies and Schools during the Coronavirus - Remote learning and children’s privacy
Spain	-Report from the State Legal Service Department (the Spanish DPA) on Processing Activities Relating to the Obligation for Controllers from Private Companies and Public Administrations to Report on Workers Suffering

	from Covid-19 - Covid-19 FAQs - Statement – La AEPD publica un informe sobre los tratamientos de datos en relación con el COVID-19 - Statement – Comunicado de la AEPD en relación con webs y apps que ofrecen autoevaluaciones y consejos sobre el Coronavirus - Statement – Campañas de phishing sobre el COVID-19
Italy	-Coronavirus and data protection - Excerpts from an interview of the President of the Italian SA, Antonello Soro, with the Italian daily “Corriere della Sera”, on data protection issues and COVID-19 measures
Germany	- DSK provides information on data protection and Coronavirus - German Data Protection Supervisory Authorities joint information paper on data protection and the Coronavirus pandemic
United Kingdom	- Information hub on data protection and coronavirus - Blog: Combatting COVID-19 through data: some considerations for privacy - Information Commissioner’s Opinion: Apple and Google joint initiative on COVID-19 contact tracing technology

3. 欧州委員会勧告：COVID-19 危機に対抗し脱するための技術とデータの利用、特にモバイルアプリと匿名化された移動データに関する欧州連合の共通したツールボックス

各国や地域毎にガイダンスや情報が提供されている一方で、欧州委員会は 4 月 8 日に COMMISSION RECOMMENDATION of 8.4.2020 on a common Union toolbox for the use of technology and data to combat and exit from the COVID-19 crisis, in particular concerning mobile applications and the use of anonymised mobility data（COVID-19 危機に対抗し脱するための技術とデータの利用、特にモバイルアプリと匿名化された移動データに関する欧州連合の共通したツールボックス）を公表した。以下、この勧告について概観する。

3.1 本勧告の趣旨

この勧告は COVID-19 の危機に対処するためにデジタルの手法を用いるツールボックスと呼ばれる EU 共通のアプローチを開発するためのプロセスを設定している。ツール

ボックスは、特に2つの分野に焦点を当て、技術やデータを有効に活用するための実践的な方策で構成されている。1つ目の分野は、EU レベルで調整された、モバイルアプリケーションの使用のための EU 共通のアプローチで、市民がより効果的な社会的距離をとることを可能にし、COVID-19 の感染を制限するための警告、予防、および接触者追跡を可能にする。ここには、アプリケーションの有効性、相互運用性と国境を越えた影響、およびセキュリティ、プライバシー、およびデータ保護の尊重に関する方法論の監視と評価の共有が含まれる。もう1つの分野は、疾病の進展をモデル化し予測するために、社会的距離や隔離等の措置に関する加盟国当局の意思決定の有効性を監視するため、および COVID-19 の危機から脱するために調整された戦略について情報を提供するために、人口移動に関する匿名化・集計化データを使用するための共通のスキームについてである。

EU 加盟各国は、公衆衛生に領域における各国の能力を損なうことがないように、緊急の問題として、他の加盟国をはじめとしたステークホルダーと緊密に調整し、2つの分野の措置を講ずるべきであるとしている。加盟国は、実施する全ての措置が EU 法、特に医療機器、プライバシーの権利、並びに EU 基本権憲章に謳われている権利に従って確保されるべきであるとされている。ツールボックスについては、欧州委員会のガイダンスによって補足されるとされている。

ツールボックスの最優先事項は、COVID-19 モバイルアプリケーションの EU 共通のアプローチであり、2020 年 4 月 15 日までに加盟国と欧州委員会が共同で開発することになっている。このアプローチは、次のもので構成するとされている。

- COVID-19 に対抗するためのモバイル情報、警告およびトレースアプリケーションの有効性を、医療および技術の観点から保証する仕様
- EU 法に適合しない申請の拡散を防止するための措置、障害者のアクセス可能性に関する要件を支援するための措置、及び相互運用性と共通の解決策の促進のための措置 (潜在的な全欧州の申請を排除しない)
- 公衆衛生当局が適用するガバナンスメカニズムと ECDC との協力
- アプリケーションの機能に関する情報交換のためのグッドプラクティスとメカニズムの特定
- ECDC への集計データを含め、関連する疫学的公的機関や公衆衛生研究機関とデータを共有

3.2 本勧告におけるデータ保護

GDPR では、健康に関するデータを含むパーソナルデータの取扱について規定をしているため (第 9 条(1))、ツールボックスはそのような取扱を前提と記述されている。健

康に関するデータはデータ主体が明示的な同意を与えた場合 (第 9 条(2)(a))、又は取扱が加盟国もしくは EU 法に規定されているような公共の利益に適合する場合 (第 6 条(1)(c)又は第 9 条(2)(i)) に取り扱うことが出来るという解釈を示している。なお、公共の利益に適合する場合の具体例としては、監視及び警告の目的、伝染病の予防又は管理、及びその他の健康に対する重大な脅威、が挙げられている。加盟各国は、公共の利益に基づいて健康データを処理することを認める特定の法律を導入している場合には、GDPR 第 6 条(1)(c)又は第 9 条(2)(i)のいずれに該当する場合であっても、データ処理の目的と手段、どのようなデータが誰によって処理されるかについて、明確かつ具体的に説明するべきであるとしている。欧州委員会は European Data Protection Supervisor (EDPS) 及び European Data Protection Board (EDPB) と規定に基づいて協議すべきであるとしている。

また、Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council (いわゆる e プライバシー指令) では、トラフィック及び位置データ、並びに情報の記録及びユーザーまたは加入者の携帯装置のような端末装置に記録された情報へのアクセスに関して規定している。指令第 5 条 (3) に基づいて、このような保管又はアクセスは、GDPR の要件に従い、明確かつ完全な情報が提供された後に、限られた状況において、又は利用者若しくは加入者の同意に基づいてのみ利用が許可される。さらに、指令第 15 条 (1) は、加盟国に対して、第 5 条に定めるものを含め、指令により定められた一定の権利及び義務の範囲を制限する立法措置をとることを認めている。このような制限が、民主的社会において一定の目的を達成するために必要、適切かつ均衡の取れたものと認められる場合に、措置を行うことができる。

欧州委員会は、今春に公表した新たなデジタル戦略である A European strategy for data において、EU が欧州の規則、特にプライバシー・データ保護、ならびに競争法が完全に尊重され、データのアクセス及び利用に関する規則が構成、実用的、かつ明確である場合に、全ての者の利益のために、EU 内及び部門間でデータを流通する単一市場を創設すると発表している。特に、委員会は、利益のために企業と政府のデータ共有を促進するための法的措置の必要性を検討すると述べている。

これらの前提を置いた上で、委員会は、COVID-19 危機に対処するために様々な情報源からのデータをどのように利用するのが最善かについての見解を共有するとともに、EU 法に適合する形で、特に個人データとプライバシーの保護について、高いレベルの信頼と安全性を達成するとともに、その点でのベスト・プラクティスを共有し、共通のアプローチを促進すべきであるとしている。また、EDPS、EDPB がツールボックスにおけるデータ保護とプライバシー・バイ・デザインの原則を統合することを保証するため

に密接に関与すべきであるとしている。特に、プロセスを通じて、以下の事が守られるべきだとされている。

- COVID-19 の危機に対処する目的で個人データの処理を厳格に制限し、個人データが法執行や商業目的などの他の目的に利用されないことを保証すること。
- COVID-19 危機に対処するための個人データの取扱いの継続的かつ定期的な必要性見直しを確保し、取扱いがこれらの目的のために厳密に必要な範囲を超えないことを確保するために、適切なサンセット条項を設定すること。
- 倫理委員会及びデータ保護当局の助言に基づき、公益に資する上での科学的価値が、適切な保護措置に従うことを条件として、関係する権利への影響を上回る場合を除き、取扱いが厳格に必要でなくなった時点で、取扱いが効果的に終了し、関係する個人データが不可逆的に破棄されることを確保するための措置をとること。

また、ツールボックスにおいては、COVID-19 モバイル警告・防止アプリケーションの使用に関する原則が定められており、以下のものが含まれている。

- 基本的権利の尊重及び非難の防止を保証する措置、特に、個人データの保護及び通信の気密性（通信の秘密）を規律する適用可能なルール
- 近接データの利用及び個人の位置又は移動に関するデータの処理の回避並びに可能な場合には匿名化されかつ集計されたデータの使用を含む、一方的でない効果的な手段のユーザーによる選好
- デバイスの近接性、暗号化、データセキュリティ、モバイルデバイス上のデータの保存、保健当局によるアクセス可能性、データストレージを確立するための適切な技術(例:Bluetooth Low Energy)に関する技術的要件
- データの可用性、完全性、機密性を保護するための効果的なサイバーセキュリティ要件
- パンデミックが制御されていると宣言された場合には、遅くとも、措置の終了及びこれらの措置により取得したパーソナルデータの消去
- 感染が確認された場合の近接データのアップロード及び感染者と密接に接触している者に対する適切な警告方法（匿名）
- アプリケーションへの信頼を確保するためのプライバシー設定に関する透明性の要件

3.3 検討の対象となっているアプリケーションとデータ保護の考え方

ツールボックスは必要な匿名化・集計化された移動性(mobility)データを使用するための共通のアプローチであるべきだとしており、その具体的な適用例は、疾患の拡散

および加盟国の保健システムにおけるニーズへの影響（例えば、病院の集中治療室および個人用保護具）をマッピングおよび予測するためのモデリング、及び、COVID-19 ウイルスの拡散を封じ込め、隔離(閉込め解除)を含むその影響に対処し、それらのデータを取得し、利用するための手段の有効性を最適化すること、だとしている。

加盟国は位置データの利用に関するベストプラクティスを共有し、COVID-19 ウイルスの拡散に関するモデル化と予想を共有・比較し、感染拡大を制限する措置の影響を監視すべきであるとしている。その手段としては以下のものが含まれるとしている。

- COVID-19 ウイルスがどのように拡散するかを理解し、危機の経済的影響をモデル化するための匿名かつ集計された移動性データの適切な利用を行うこと
- データの匿名化に適用した方法論についてデータ提供者に確認し、および適用した方法論の妥当性試験を実施することに関する公的機関への助言を行うこと
- 匿名化を破ることを防止し、個人を特定できないようにするための保護措置（適切なレベルのデータと IT セキュリティの保証、匿名データを他のデータと関連づける際の再特定リスクの評価を含む）を行うこと
- 個人を識別することができ、データの提供者並びに権限のある当局に偶発的な取扱い及び削除を通知することができるすべての偶発的に処理されたデータの即時かつ不可逆的な削除を行うこと
- 原則として 90 日後、あるいはいずれにせよパンデミックが制御下にあると宣言された時点までにデータを消去すること
- 目的のためにのみデータの処理を制限し、第三者とのデータの共有を排除すること

4. EDPB によるガイドライン

EDPB は 4 月 21 日に Guidelines 03/2020 on the processing of data concerning health for the purpose of scientific research in the context of the COVID-19 outbreak（以下、ガイドライン）を公表した。以下、概観する。

4.1 ガイドラインの目的と GDPR との関係

COVID-19 のパンデミックに対処するために、現在、可能な限り速やかに研究結果を導くため、多大な科学研究に関する努力がなされている。一方で、GDPR 第 4 条 (15) の生体データの研究目的での利用に関する問題が生じている。ガイドラインは法的根拠、生体データの取扱いに関する適切な保護措置の実施、データ主体の権利の行使など、生じている問題のうち緊急性の高いものについて明らかにすることを目的としていると説明されている。科学研究を目的とした生体データの取扱いに関するより詳細な指針の策定は、EDPB の年次作業の一部であり、ガイドラインは疫学

的サーベイランスのためのパーソナルデータの取扱いを中心としたものでないで留意が必要だと言及されている。

GDPR については、COVID-19 のパンデミックとの闘いにおいて取られる措置を妨げるものではないと説明されている。GDPR は広範な法律であり、COVID-19 のパンデミックに関連して行われる科学研究目的でのパーソナルデータ取扱いについて、プライバシー及びデータ保護に関する基本的権利に従って行えるいくつかの規定を設けている。GDPR は、科学研究のための生体データのような特定の種類のパーソナルデータの取扱いの禁止について、例外規定を設けている。GDPR も、EU 基本権憲章第 13 条もどちらも一方的に優先されるものではなく、慎重に評価された上で評価され、両者の本質を尊重する結果がもたらされなければならないとされている。

4.2 処理の法的根拠

GDPR 第 5 条の原則、並びに第 6 条の処理の根拠、及び第 9 条にそれぞれ列挙されている法的根拠及び特定の例外に従って処理が行われなければならない。科学研究目的での生体データの利用については、第 6 条と第 9 条に例外規定が設けられている。ガイドラインでは、同意、個別法の 2 つを処理の法的根拠に挙げている。それぞれは以下のとおりである。

4.2.1 同意

第 6 条 (1) (a) 及び GDPR 第 9 条 (2) (a) に従って得られたデータ主体の同意は、COVID-19 対策における生体データの取扱いの法的根拠とすることができる。しかしながら、特に第 4 条(11)、第 6 条 (1) (a) 、第 7 条及び第 9 条 (2) (a) に見られる明示的同意のためのすべての条件が満たされなければならないことに留意しなければならない。同意は自由に与えられ、特定され、事前に説明を受けた上での、不明瞭ではない、それによって、データ主体が、その陳述又は明確な積極的行為により、自身に関連する個人データの取扱いの同意を表明するものでなければならない。したがって、データ主体が同意しないと決定した場合には、データ主体に圧力をかけず、不利益を被らないことが重要である。参考として、Opinion 3/2019 of the EDPB from 23.1.2019 on concerning the Questions and Answers on the interplay between the Clinical Trials Regulation (CTR) and the General Data Protection regulation (GDPR)、及び 29 条作業部会によるガイドラインが挙げられている。

4.2.2 個別法

GDPR 第 6 条 (1) (E)又は(1) (f)は、第 9 条 (2) (j) 又は第 9 条 (2) (i) に基づいた例外併せて、科学研究のためのパーソナルデータの取扱いに関する法的根拠を提供することができる。

4.3 データ保護原則

GDPR 第 5 条によるパーソナルデータの取扱いに関する原則は、特に大量のパーソナルデータが科学研究の目的で

取扱われる可能性があることを考慮して、管理者及び処理者によって尊重されなければならない。ガイドラインでは、原則の最も重要な側面として以下のものが紹介されている。

4.3.1 透明性とデータ主体への情報提供

透明性の原則とは、データ主体に関して、パーソナルデータが公正かつ透明性のある方法で取り扱われることを意味する。この原則は、GDPR 第 13 条又は第 14 条に基づく情報に関する義務と強く関連している。一般に、データ主体は、パーソナルデータが科学研究目的のために取扱われていることについて、個別に通知されなければならない。提供される情報は、GDPR 第 13 条又は第 14 条に規定されているすべての要素を含むべきである。研究者がデータ主体から直接入手していない生体データを、例えば患者記録からのデータや他国の患者からのデータを用いて処理することが多く想定されることに注意しなければならない。したがって、パーソナルデータがデータ主体から直接収集されない場合の情報義務を対象とする GDPR 第 14 条が、重要となる。

4.3.2 目的の制限と適合性の推定

データは、GDPR 第 5 条 (1) (b) に従って処理される必要がある。しかし、GDPR 第 5 条 (1) (b) に規定されている「適合性推定」は、水平的で複雑な性質のため、科学研究目的での生体データの処理に関しては、策定が予定されている EDPB ガイドラインでより詳細に検討される。GDPR 第 89 条 (1)は、研究目的でのデータの取扱いは「適切な保護措置の対象」となり、「データ最小化の原則の尊重を確保するために、特に、技術的及び組織的措置がとられていることを確保する。それらの措置は、それらの目的がそのような方法で遂行され得ることを条件として、仮名化を含むことができる」と規定している。GDPR 第 89 条 (1) の要件は、データ最小化原則、完全性及び機密性の原則、並びにデータ保護バイデザイン・バイデフォルトの原則の重要性を強調している。したがって、生体データのセンシティブな性質および科学研究目的で生体データを再利用する際のリスクを考慮すると、GDPR 第 32 条第 1 項で要求されている適切なレベルの安全性を確保するために、強力な措置が行われなければならない。

4.3.3 データの最小化と保管の制限

科学研究におけるデータの最小化は、研究課題を特定し、研究課題に適切に答えるために必要なデータの種類と量を評価することによって達成できる。どのデータが必要とされるかは、調査が探索的な性質を有している場合であっても調査の目的に依存し、GDPR 第 5 条 (1) (b) の目的の限定の原則に常に従うべきである。匿名化されたデータを用いて科学的調査を実施することが可能な場合には、データは匿名化されなければならないことに留意しなければならない。また、比例的な保管期間を設定する必要がある。保管期間を定義するためには、調査の期間や目的などの基準を

考慮に入れるべきである。なお、保管期間については、国内規定においても規定されている場合がある。

4.3.4 完全性と機密性

生体データのようなセンシティブなデータは、その処理がデータ主体に負の影響をもたらす可能性が高いため、より高い保護に値する。科学研究目的のための生体データの予見可能な再利用が、そのようなデータを処理する主体の数と種類の増加につながるため、このような視点は特に COVID19 アウトブレイクに適用される。完全性及び秘密性の原則は、GDPR 第 32 条 (1) 及び GDPR 第 89 条 (1) の要件と併せて読まれなければならないことに留意しなければならない。したがって、高いリスクを考慮すると、十分なレベルのセキュリティを確保するために、適切な技術的および組織的な最新の対策が実施されなければならない。そのような措置は、少なくとも、匿名化、暗号化、機密保持契約、アクセスの権限の厳密な分類・制限、ログ保存から成るべきである。国内規定は、具体的な技術的要件又は職業上の秘密に関する規則の遵守のようなその他の保護措置を規定することができることに留意しなければならない。さらに、第 35 条 GDPR によるデータ保護影響評価は、そのような取扱いが GDPR 第 35 条第 1 項に基づく場合に行われなければならない。EDPB は Data Protection Officer (DPO) の重要性を強調しており、COVID-19 アウトブレイクとの関連における科学研究目的での生体データについても DPO を活用すべきであると述べている。データ保護のために採用された措置については、データ移転時も含めて文書として記録されるべきであるとも述べている。

4.4 データ主体の権利の行使

原則として、COVID-19 のアウトブレイクのような状況は、GDPR 第 12 条から第 22 条によるデータ主体の権利行使の可能性を停止または制限するものではない。しかし、GDPR 第 89 条 (2) は、各国の立法者に対し、規則第 3 章に定めるデータ主体の権利の（一部）を制限することを認めている。このため、データ主体の権利の制限は、特定の加盟国の制定法によって異なる可能性がある。さらに、データ主体の権利の制限の中には、GDPR 第 15 条 (4) に基づくアクセス権の制限や GDPR 第 17 条 (3)(d) に基づく消去権の制限のように、本規則に直接基づくものもある。欧州司法裁判所の法理に照らして、データ主体の権利に関するすべての制限は、厳密に必要な場合のみ適用されなければならないことに留意しなければならない。

4.5 科学研究目的のための国際データ移転

研究、特に COVID-19 のパンデミックにおいては、EEA 外での科学研究目的での生体データの越境移転を意味する国際協力の必要性がおそらく存在する可能性がある。パーソナルデータが EEA 以外の国又は国際機関に移転される場合には、GDPR、特に第 5 条、第 6 条及び第 9 条、に定める規則に従うことに加えて、データ移転元は第 5 章にも

従わなければならない。通常の透明性要件に加えて、データ移転者は、データ主体に対し、パーソナルデータを第三国又は国際機関に移転する意図があることを通知する義務を負う。これには、欧州委員会による十分性認定の有無に関する情報や、移転が第 46 条の適切な保護措置に基づくものか、第 49 条第 1 項の例外に基づくものかに関する情報が含まれる。この義務は、パーソナルデータがデータ主体から直接取得されたか否かにかかわらず存在する。

一般的に、第三国又は国際機関へのパーソナルデータの移転に関するこのような条件にどのように対処するかを検討する場合、データ移転元は、各移転元のデータ主体の権利及び自由に対するリスクを評価し、データ移転後においても、データ主体のデータの取扱いに関する基本的な権利及び保護措置の継続的な保護をデータ主体に保証する解決策を提供すべきである。十分な保護水準を有する国への移転の場合、又は GDPR 第 46 条に含まれる適切な保護措置の一つを利用して、データ主体に対して執行可能な権利及び効果的な法的救済が利用可能であることを確保する場合がこれに該当する。GDPR 第 45 条第 3 項に基づく十分性の判断又は GDPR 第 46 条に基づく適切な保護措置がない場合としては、GDPR 第 49 条が、例外としてパーソナルデータの移転が行われる特定の状況を想定している。したがって、GDPR 第 49 条に規定されている例外は、一般規則からの除外であり、したがって、制限的に、かつ、ケースバイケースで解釈されなければならない。現在の COVID-19 危機に適用されるのは、第 49 条 (1)(d) である。COVID-19 のパンデミックは、前例のない性質と規模の例外的な衛生危機を引き起こす。この文脈において、EDPB は、COVID-19 との闘いは、EU 及びその加盟国の大部分によって重要な公共の利益として認識されており、それは、科学研究の分野において緊急の行動を必要とするかもしれない（例えば、治療法の特定やワクチンの開発）、また、第三国又は国際機関への移転を含むかもしれないと考える。公的機関だけでなく、そのような公共の利益を追求する役割を果たす民間の団体（例えば、ある大学の研究機関が国際的なパートナーシップの下でワクチンの開発に協力している場合）も、現在のパンデミックの状況下では、上記の定義に頼ることができる。さらに、特定の状況において、特に、COVID-19 のパンデミックと闘うことを目的とした医学研究の目的のために、民間の団体によって移転が実施される場合には、代替的に、データ主体の明示的な同意に基づいて実施することができる。公的機関及び民間事業者は、現在のパンデミックの状況下では、第 45 条 (3) に基づく十分性判断又は第 46 条に基づく適切な保護措置に依拠することができない場合、主に世界的な医療状況の緊急性に起因する一時的措置として、上記の適用除外に依拠することができる。実際、COVID-19 危機の性質上、この文脈での研究目的で実施される最初の移転に適用される特例の使用が正当化さ

れる場合、この点に関する長期にわたる研究プロジェクトの一部である第三国への反復的なデータ移転は、GDPR 第46条に従って適切な保護措置を講じた上で行う必要がある。移転は、移転の枠組みを設定するための適切な措置を特定するために、それぞれの役割及び関係主体の関連する義務をケースバイケースで考慮する必要があることに留意しなければならない。

5. まとめと今後

勧告によって明示されたEDPBの権限によって公表されたガイドラインによって、特に以下のような内容が明確になった。つまり、GDPRはCOVID-19対応を目的としたパーソナルデータの利用の場面においても適用可能な科学研究目的のための生体データの取扱いに関する例外規定を設けている。加盟各国は、GDPRの規定に基づいて、科学研究目的のために生体データを活用するための国内法を整備することができる。一方で、GDPRにおける基本的な原則や、欧州司法裁判所が既に示している法理を考慮した解釈が行われる必要がある。データ主体の権利については現在の状況によって当然に制限されるものではないものの、国内法によって権利の制限が認められる場合がある。越境移転については、例外規定の対象となることが明示された。このように、ガイドラインによって、実施可能な生体データの活用が明確になったといえる。

以上のことから、EUにおけるCOVID-19関連の検討からいくつかの示唆が得られる。まず、基本的人権を尊重すると言われているEUにあっても、COVID-19対策として生体データを活用するための検討がなされているということである。EDPBのガイドラインにおいては、主に生体データに関する検討がなされているが、同じくセンシティブな位置情報についても、データを活用して得られるメリットが相応にあるならば、例外規定によるデータの処理が可能であることは明白であろう。むしろ、EUにおいては、比例原則が徹底されていると評価することが妥当だろう。次に、法制度が厳格に設計され、その法制度の適用関係が明確になることよって、実施可能なデータ処理が自ずと明らかになるということがいえる。調査が探索的であっても、調査の目的に依存して判断されると言及されているとおり、データを漫然と利用することが厳格に禁止される一方で、目的が適合すれば利用できることは、このような有事において大きく役立つことだろう。

我が国においてもCOVID-19対策として各種データの利用が検討されているが、どのような利用目的でどのようなデータを利用するかについての議論は聞こえてこない。仮にこれらが決まったとして、EUから充分性の認定を受けている我が国のデータ保護法制において、どのようにその利用が解釈されるのか、その検討はなされているのだろうか。

か。仮に行われていないとするならば、早急な検討が求められる。このような有事だからこそ、平時における様々な事態を想定した制度設計が必要だ。EUはCOVID-19に対するデータ利用について有効なトリガーを設計できているといえそうだが、我が国はどうだろうか。アフターCOVID-19において、各国の対応が比較されることが予想される。我が国においてもまだ出来ることがあるのではないだろうか。

参考文献

- [1] European Commission “COMMISSION RECOMMENDATION of 8.4.2020 on a common Union toolbox for the use of technology and data to combat and exit from the COVID-19 crisis, in particular concerning mobile applications and the use of anonymised mobility data” (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32020H0518&WT.mc_id=Twitter) (参照 2020-4-23).
- [2] European Data Protection Board “Guidelines 03/2020 on the processing of data concerning health for the purpose of scientific research in the context of the COVID-19 outbreak” (https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-032020-processing-data-concerning-health-purpose_en) (参照 2020-4-23).
- [3] Global Privacy Assembly “Data protection and Coronavirus (COVID-19) resources” (<https://globalprivacyassembly.org/covid19/>) (参照 2020-4-23).
- [4] World Health Organization “Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation Report – 93” (https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/situation-reports/20200422-sitrep-93-covid-19.pdf?sfvrsn=35cf80d7_4) (参照 2020-4-23).
- [5] World Health Organization “Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation Report - 93” (https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/situation-reports/20200422-sitrep-93-covid-19.pdf?sfvrsn=35cf80d7_4) (参照 2020-4-23).
- [6] 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症対策として、事業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱いについて」(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/>) (参照 2020-4-23).
- [7] 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/) (参照 2020-4-23).